

奈良県告示第三百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十一日

奈良県知事 山下 真

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 椿井王寺線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
4	生駒郡三郷町夕陽	前	五・九	三四四・六	
9	ケ丘二八四番一先		七・〇		
1	から 生駒郡三郷町夕陽				
	ケ丘九六番一先 で	後	一五・二	三四四・六	
			二七・一		